

南伊豆町総合計画の策定等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、まちづくりの基本的な指針である総合計画の策定等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本町におけるまちづくりの指針となるもので、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本的な構想をいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示す計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に定めたそれぞれの施策の具体的な実施方法等を示す計画をいう。

(総合計画の策定)

第3条 町は、総合計画を策定するものとする。

(総合計画等審議会への諮問)

第4条 町長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第7条第1項の規定に基づき設置する南伊豆町総合計画等審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第5条 町長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(総合計画との整合)

第6条 町長は、各施策分野における基本となる計画を策定し、又は変更しようとするときは、総合計画との整合を図るものとする。

(南伊豆町総合計画等審議会)

第7条 町長は、基本構想及び基本計画に関する事項等について審議する機関として、南伊豆町総合計画等審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員25人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町内の公共的団体等の代表者
- (3) 本町を包括する医療・福祉・教育・行政・金融機関等からの推薦による者

(4) 前3号に掲げる者のほか、町内に住所を有する者

3 委員の任期は2年とする。ただし前項第2号及び第3号の委員にあつては、当該職を失ったときは同時に審議会の委員の職を失う。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(総合計画との整合)

第8条 町長は、各施策分野における基本となる計画を策定し、又は変更しようとするときは、総合計画との整合を図るものとする。

(進捗状況の評価及び公表)

第9条 町長は、毎年、総合計画の進捗状況について評価するとともに、その結果を公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 南伊豆町総合計画審議会条例(昭和54年条例第13号)は、廃止する。